

浜の活力再生広域プラン
(第2期)

1 広域水産業再生委員会

組織名	佐世保市広域水産業再生委員会
代表者名	会長 平野重美（針尾漁業協同組合 代表理事組合長）

広域委員会の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市相浦地区地域水産業再生委員会（佐世保市相浦漁業協同組合） ・北九十九島地区地域水産業再生委員会（九十九島漁業協同組合） ・宇久小値賀地区地域水産業再生委員会（宇久小値賀漁業協同組合） ・佐世保市漁業協同組合 ・佐世保市南部漁業協同組合 ・針尾漁業協同組合 ・長崎県 ・佐世保市 ・小値賀町
オブザーバー	長崎県漁業協同組合連合会 ㈱佐世保餌料供給センター 佐世保魚市場㈱ 長崎県信用漁業協同組合連合会

※再生委員会の規約及び推進体制が分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>対象地域：長崎県佐世保市、小値賀町（佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、宇久小値賀漁協、佐世保市漁協、佐世保市南部漁協及び針尾漁協の地区）</p> <p>全域対象漁業者数：合計 1,890 人（うち法人 60）</p> <p>種類別：養殖漁業 82(魚類、貝類、藻類)、一本釣 947、刺し網 139、まき網 55、採介藻 400、ごち網 55、ナマコ桁引 29、小型底曳 14、潜水 4、たこつぼ 9、その他 156（引き縄、延べ縄、かごほか）</p>
-------------------	--

※策定期点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

<p>【概況】</p> <p>(概況)</p> <p>佐世保市及び小値賀町をとりまく海域は、豊かな海の恵みが育まれる九州西岸の良好な漁場に接しており、リアス式海岸として西海国立公園に指定されている九十九島、独特な地形が穏やかな海と急流を生む大村湾、そして東シナ海の五島列島に浮かぶ小値賀島や宇久島など、特色ある</p>
--

海岸線を有し、古来より多彩な漁業が営まれてきた。沿岸漁業においては、タイ、イサキなどを対象とした吾智網、イワシ・アジ・サバ等を対象としたまき網漁業、タイ・イサキ・ヨコワ（クロマグロの幼魚）等を対象にした一本釣漁業、その他刺網等の漁船漁業が幅広く行われ、複雑な海岸線で形成される磯では、アワビ・ウニ・ヒジキ等の採介藻漁業、島影等の静穏域では、ハマチ・マダイ・トラフグを中心とした魚類養殖およびカキや真珠などの貝類養殖が盛んに行われている。これらの漁獲物を利用した加工業も重要な産業であり、背後地はイリコ加工業が発達しており、ここで生産されるイリコは単協あたりの生産量日本一である。しかし、近年は原料のカタクチイワシの不漁により減少傾向にある。

(近年の漁獲の状況)

広域水産業再生委員会に属する6漁協（佐世保市相浦漁協、佐世保市漁協、佐世保市南部漁協、九十九島漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協。以下「6漁協」という。）の令和元年度の水揚げは約65,000t、金額で145億円である。その構成をみると漁獲の9割はまき網漁業で、1割が釣りや吾智網などの沿岸漁業及び魚貝類養殖漁業である。正組合員数は1,103名でありこのうち約9割が沿岸漁業に従事している。

(漁場環境)

平成5年頃から発生した磯焼けによる藻場の消失が続き、特に離島の経済的核であるアワビの漁獲はピーク時の10分の1にまで減少している。対策として離島漁業再生支援交付金事業、水産多面的機能發揮対策事業などを活用し藻場の回復に取り組むとともに、アワビ種苗の生産や放流を積極的に実施している。

一方、養殖漁場においては、夏場の赤潮や、冬場に多発する貝毒プランクトンの長期化により、大規模被害が恒常的に発生している。対策としては、佐世保市水産センターがモニタリングを行っているが、市町合併によって漁場が広域化していることから、なかなか迅速な対応ができず、6漁協からは危機管理に対応できる、機能強化の要望がなされている。

(域内漁協が所有する共同施設の再編、現状に関すること)

6漁協の共同利用施設については、製氷施設を中心に、耐用年数を相当数経過している施設が多く、今後それらの維持管理及び建て替えに莫大な費用が同時期に発生する可能性が高い。このことから早急に各漁協の基幹となる共同利用施設を中心に施設整備計画を策定し、域内の漁協間の機能分担も含めた計画的な再編整備を行う必要がある。

【製氷施設】

漁協	施設	建設年月日	施設規模	建設費	補助等名称
・九十九島漁協	製氷・貯氷施設	H19	貯氷 3,000t	468,861千円	強水（改修）
・市相浦漁協	製氷・貯氷施設	H11	貯氷 30t	132,825千円	構造改善
・針尾漁協	製氷・貯氷施設	H10	貯氷 5t	81,500千円	構造改善
・市南部漁協	製氷・貯氷施設	H 8	貯氷 5t	78,164千円	構造改善
・宇久小値賀漁協	製氷・貯氷施設	H 7	貯氷 16t	80,340千円	構造改善

6漁協は、操業形態が大きく異なり、そのうち中小型まき網船団を多数有する九十九島漁協の氷に対する需要は、他漁協に比べ非常に多い。このまき網船団の氷への需要は年々高まっている

が、現有する 5 漁協（九十九島漁協、佐世保市相浦漁協、針尾漁協、佐世保市南部漁協、宇久小値賀漁協）の製氷施設では、夏場のピーク時は不足することから、給氷制限を実施せざるを得ない現状である。域内漁協間での融通や再編について検討を重ねているが、施設規模や漁場からの距離などの問題から難しい。

しかし、今後組合員の減少が見込まれ、組合によっては経営が維持できずに、組合員に対して、販売や公益的な事業を継続していくことが困難な状況になることが将来予想される。したがって、本プランの 5 年間のうちに広域水産業再生委員会において、将来の施設再編や漁協の合併などを盛り込んだ長期計画の作成について、検討する必要がある。

（生産販売状況）

地方卸売市場である佐世保市水産市場（卸会社：佐世保魚市場㈱）は平成 4 年に三浦地区水産市場と旧相浦水産市場を再編して相浦地区に移転新築された。本市場は、県北の沿岸水産物の重要な水揚げ拠点であるが、周辺漁場からのアクセスが良好で、各個人がそれぞれ市場へ出荷しているため、離島地域を除き漁協による共同出荷はほとんど行われていない。このため、ロットや出荷方法が揃わず、価格訴求力が弱く、付加価値向上につながらないのが現状である。

このような課題に対し、近年では、比較的近隣の漁場で漁獲される瀬付のアジについて、漁業者と卸会社（佐世保魚市場(株)）が協力し、出荷方法を統一した「西海瀬付恵あじ」のブランド品の開発に取り組んでいる。このアジは、漁獲から出荷まで統一した手順を作成し、ブランドラベルを張るなど他商品と差別化を図っている。このアジは関東を中心に出荷され、その品質が評価され、高値で取引されるようになっている。年々この出荷方法に賛同する生産者も増加傾向にあり、この成功事例は、生産者が出荷方法を工夫することで、所得が向上することを考える契機となっている。

まき網漁業については、漁獲量および魚価の低迷や経費の増加などにより経営状況が悪化する中、各地域で活魚出荷などの高付加価値化に取り組んでいるが、佐世保市地方卸売市場水産市場（以下「水産市場」という）高度衛生化への対応遅れ、生餌向け漁獲物の供給体制不足などの課題を有している。

養殖漁業については、飼料の高騰や魚価の低迷により経営状況が悪化する中、経費削減、付加価値向上のため、省燃油活動や養殖トラフグのブランド化に取り組んでいるが、魚類養殖飼料（特に生餌）の供給が不安定などの課題を有している。

（担い手の状況）

本地域の漁業者（正准組合）のうち 60 歳以上は平成 26 年度までは 64% であったが 令和 2 年度には 70% となり高齢化が進み、後継者対策が重要な課題の一つでもある。このため佐世保市では、独立型漁業の漁業就業者確保関連事業として、新規就業者等（漁家子弟や I ターン者等）に対する「（県）漁業就業者確保育成総合対策事業」を活用し、佐世保市や小値賀町で各々組織化している「漁業担い手確保支援協議会」を通じて、新規就業者等に対する漁業技術の習得、生活費の支援、独立後のフォローアップなどを行っている。

（所得向上に対する取り組み）

漁業者に対する漁業所得の向上や経営改善を目指す支援制度として、平成 27 年度から県の漁

業者の経営力強化・所得向上対策関連の事業を活用し、佐世保市では県や漁連、各漁協など関係機関と連携し、経営分析・改善指導等を行う地域作業部会が組織化され、漁業所得向上につながる経営分析や改善指導等を行っている。

また、個別產品の取り組みとして平成23年度から佐世保市では漁業者の所得向上のため産地化・ブランド化育成事業を支援している。ブランド化產品は、「針尾赤マテ貝（針尾漁協）」「西海瀬付恵あじ（佐世保魚市場）」「九十九島岩がき（チームロックオイスター）」「九十九島とらふぐ（九十九島漁協）」の4品目がブランド化に着手している。

本地域は、少量多品種の水產物が漁獲されることから、品質は高いが、知名度が低く、地元消費が主体で安価で取引されている水產物が数多い。佐世保市では、平成27年度から制度を拡充し本市の様々な特產品を返礼品として贈ることとしたふるさと納税制度により26億円を超える寄付を集めることができた。この寄付に対し納税者が選択した返礼品は、水產物（加工品、鮮魚、活魚）が全寄付件数で45%、金額ベースで40%を占めた。この返礼品制度は、そのような売りにくい水產物が、手法を変えることで売れるという可能性を示したものである。

本制度での成功事例を契機とし、このようなB to B、C流通を新たな流通チャンネルとして、制度廃止後も継続できるようなシステムを構築することが今後重要である。

（クロマグロ資源管理）

近年、定置網及び漁船漁業におけるクロマグロの混獲が散見されている。WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）で合意された保存管理措置に基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守するために、当該地域の定置網及び漁船漁業を休漁せざるを得ない事態となれば、本広域浜プランに掲げる①生産対策（単価アップ）、④漁港機能再編（機能集約）、⑥市場機能再編（効率的な集出荷体制の確立）などの取組に支障を来すこととなることから、クロマグロの混獲回避や放流に関する取組が必要となっている。

（2）その他の関連する現状等

佐世保市中心部に位置する佐世保港は、軍港として防衛の要衝となっている一方、国内外のクルーズ船を受け入れる商港としての機能も有しており、南部地域においてはウォーターフロントリゾート「ハウステンボス」も盛況を博している。併せて佐世保市と小値賀町は観光庁が認定する新観光圏にも認定されており、住んでよし、訪れてよしの基本コンセプトのもと、一次産業と観光業は連携して観光客誘致に取り組んでいる。

佐世保港内は、漁業権が設定されているが、米海軍の使用による制限水域の設定がなされており、自由な操業ができない状況にある。また近年の世界情勢の変化で基地機能はさらに強化されつつある。

佐世保市への交通アクセスは、近年西九州自動車道が佐々町まで延伸したこともあり、福岡県など九州各県域、本州方面へのアクセスが大幅に改善している。

3 競争力強化の取組方針

（1）機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

③ 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

1 機能再編・地域活性化に関する基本方針

本地域の水産業は外海離島や、閉鎖的な内湾など多種多様の水域、漁業形態を包含している。これらの各海域で営まれている水産業は、その地域の基幹産業であり、これらの地域において、水産業の衰退は地域活力、経済力を大きく減退させ人口減少をさらに加速させる悪循環を生じさせることとなる。地域の水産業を維持・発展させていくためには、漁業者が将来にわたって漁業を営み、その地域に継続的に人が住み続けられるよう、浜の機能維持を図り、地域経済が循環していくシステムを構築する必要がある。

そのためには漁業者の「所得」の向上と浜の機能維持が不可欠であり、広域的な取り組みとして以下のとおり前期広域浜プランでの取組に加え、新たな課題に対応する取組を追加する。

7つの機能再編方針

- ① 生産対策 ⇒ まき網漁獲物の出荷形態の改善、競争力強化のための機器整備及び漁船リースの活用、冷蔵・製氷施設に代表される共同利用施設の統合及び更新、新設整備
- ② 販売対策 ⇒ 高付加価値のためのブランド品の創出、新たな流通チャネルの創出
- ③ 産地加工場の再編 ⇒ 養殖魚の産地加工による所得の向上、新たな流通チャネルの創出
- ④ 渔港機能再編 ⇒ 渔港機能の分担による漁業活動等の効率化の推進、漁港施設の適正管理並びに災害
- ⑤ 種苗生産施設の再編 ⇒ 重複施設の整理・統合、地域の重要課題に対応できる施設への機能強化
- ⑥ 市場機能再編 ⇒ 流通と一体となった品質向上・輸出拡大の取組、衛生的な施設へ施設改

良・整備

- ⑦ クロマグロ資源管理 ⇒ 定置網及び漁船漁業の安定的な操業を図るため、混獲の回避や放流に関する取組の実施
- ⑧ 藻場保全対策 ⇒ 域内の藻場の消失状態（以下、磯焼け）を回復し、藻場をすみかとする魚種の漁業資源量増大する取組の実施
- ⑨ 漁港施設の整備による水産業の競争力強化 ⇒ 既存施設を最大限活用したストック効果の発現を図り、水産業の競争力強化を推進するための、漁港管理者による漁港施設整備の実施

【具体的な方針】

① 生産対策

- ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協の漁業者は、漁船の大型化や高速化等による操業機会の損失防止、共同探索や船底清掃等による省コスト化に取り組む。また、6漁協・水産市場が、漁獲物の付加価値向上のための漁船への海水循環装置導入、陸上活魚水槽の整備などを共同で行い、鮮度保持に努め、付加価値向上の取組を推進する。
- ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、経営改善のため、加工施設の整備、機器の導入等を図ろうとする地域の中核的担い手及び意欲ある漁業者に対し必要な取り組みを支援し、漁業所得の向上を目指す。
- ・6漁協と生産対策に取り組む漁業者（まき網、魚類養殖業）は、生餌の供給安定のため、まき網漁業の漁獲物を養殖用・一本釣用生餌として安定供給するとともに、市外、県外の漁業者等とも情報交換を行い、できるだけコストのかからない餌料の確保を行い、漁業経営の安定化を図る。
- ・漁業者及び6漁協は、鮮度保持や流通過程で必要不可欠な冷蔵・製氷施設の統合や更新、新設に取り組み、国・県・市は事業計画策定等必要な支援を行う。

② 販売対策

- ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、域内の水産物について、PR及び売上額向上のため佐世保小値賀観光圏のイメージである「海風の国」と同様に共通した商品イメージを確立し、その共通イメージの水産物について、各市町のふるさと納税の返礼品制度を通じて新たな出品を行う漁業者を増加させ、育成支援することでし、漁業所得の向上を目指す。
- ・佐世保市、小値賀町及び販売対策に取り組む漁業者は、流通業者（市場、漁連など）と協力し、ブランド化に成功した「はくぎん（タチウオ）」「値賀咲（イサキ）」や「西海瀬付恵あじ」の事例にならい、地域全体で統一した取り扱い基準のもとで処理される品目を5年間でさらに3品目増やし、佐世保魚市場(株)及び長崎県漁連などの流通経路を活用、付加価値向上による販売によって所得向上を図る。
- ・佐世保市と6漁協は、流通の多角化を進めるために、平成27年度から佐世保市で実施しているふるさと納税返礼品制度のシステムを活用するとともに、さらなる多角化のためにB to C、B to B流通を拡大できるような体制づくりを検討し、5年後までに新たな流通チャンネルを創出する。

③ 産地加工場の再編

- ・佐世保市と九十九島漁協は、現在所有する鹿町、小佐々の加工場を小佐々地域に再編集約し、高度衛生化に対応した施設整備に取り組む。
- ・平成20年度に施設整備された九十九島漁協の加工場は、将来的に加工場を有しない佐世保市相浦漁協、佐世保市漁協、針尾漁協の漁獲物についての加工を行うなどし、地域全体で産地加工に取り組む。
- ・佐世保市と九十九島漁協及び広域水産業再生委員会に参画する魚類養殖漁業者は、加工場の建設に当たっては、広域的に原魚の提供を行うことを前提に施設の建設を検討することとし、原魚の規格統一のための養殖指針（餌の基準など）マニュアル等の作成を行う。
- ・学校給食への普及拡大や未利用水産物の加工について取組む。
- ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は地域の水産加工や中核的漁業者が行う経営多角化の事業を支援するため、所得向上の取り組みとして加工施設整備やそれに付随する機器が必要と認められる場合は、必要な支援を行う。

④ 漁港機能再編

- ・漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に重要な場所であるため、漁業者は、漁港、漁労施設の適正な利用に努める。
- ・6漁協と、行政機関（佐世保市、小値賀町）は、協議うえ漁港の機能について役割を明確にし、機能の集約化を図ることで、漁業活動の効率化や安全性の強化に努める。加えて、機能集約に伴い、利用度が低下した施設について、地域水産業の振興（藻場の増殖場、藻場バンク等として活用）に資するよう有効活用に努める。

⑤ 種苗生産施設の再編

- ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と各漁協は、域内にある3つの種苗生産施設について、域内の課題解決のため、その機能や役割について検討し、佐世保市水産センターを基幹施設とし、総合的な種苗生産施設を1施設に1本化することを視野に入れ、残り2施設をアワビ生産施設、藻場回復支援施設として、その再編計画を立案し実施する。
- ・各種苗生産施設の管理者は、各々の施設が、今後も種苗供給が可能となるよう、施設の整備計画の作成について検討する。

⑥ 市場機能再編

- ・市場関係者及び漁業者は、卸売業者及び佐世保市の指導のもと、佐世保魚市場が求める荷捌きから発送までの迅速かつ衛生的な取扱いを実践し、市場通過物の品質向上を図り、高度衛生化が必須となる市場や海外への出荷を可能とし漁業者の漁業所得向上を図る。
- ・佐世保市、小値賀町は、市場関係者が取り組むアジなどの鮮魚の海外輸出について、販路拡大や、商品開発等に対し必要な支援を行う。
- ・水産市場卸業者は、域内で水揚げされた水産物の荷受け、仕分けにかかる作業員不足を解消するため、6漁協の協力をえながら域内で広域的な求人を定期的に行い、産地市場としての機能を維持する。また、佐世保市、小値賀町、6漁協、漁業者、水産市場卸業者は協力して、水産市場への沿岸・中小型旋網漁業の水揚げ時間の効率化、集約化に取り組むため、入港時間が重ならぬ

いように、漁業者との調整を密に行い、効率的な集荷体制の確立に取り組む。

・水産市場は「H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理」を行うため「長崎県食品衛生に関する条例」に則り、共通基準、業種による個別設備基準に示される衛生管理基準を満たすべく、令和8年9月に更新する「せり売り」の許可更新時期を目標に、高度衛生化を目指し、荷捌きから発送までの迅速かつ衛生的な取扱いを実践し、市場通過物の衛生管理向上を図り、高度衛生化が必須となる市場や海外へ出荷を可能とし、漁業者の漁業所得向上を図る。

⑦ クロマグロ資源管理

・定置網及び漁船漁業の安定的な操業を図るため、混獲を回避するための取組や混獲魚の放流を行うことにより、適切な資源管理を実施する。

⑧ 藻場回復対策

磯焼け問題への対策として、母藻供給等の取組が推奨されているが、域内には母藻の確保ができる地域と困難な地域があることから、域内で母藻の繁茂状況について、佐世保市、小値賀町と6漁協は情報を共有し、域内で母藻を供給し合えるような体制を構築し、藻場回復に努める。

⑨ 漁港施設の整備による水産業の競争力強化

行政機関（長崎県、小値賀町、**佐世保市**）は、既存施設を最大限活用したストック効果の発現を図り、水産業の競争力強化を推進するため、漁業活動時の安全性向上に資する施設整備を実施する。

（2） 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

1 機能再編・地域活性化に関する基本方針

《中核的担い手に対する基本方針》

基本目標

次世代を担う中核的漁業者を将来にわたり安定して確保することによって、現在の生産力が将来にわたり維持されることが可能となり、さらに地域を牽引する漁業者として育成することで、漁村コミュニティの活性化が図られ、次世代の新規加入が容易となる環境を醸成することが可能となる。このことから下記の方針に基づき、行政機関（佐世保市、小値賀町）、6漁協は、安定して着業できる漁業環境を整備し、中核的漁業者の確保に努めるものとする。

中核的漁業者の定義

「中核的漁業者」とは、効率的かつ安定的な漁業経営を目指し、意欲を持って経営改善に取り組む漁業者であり、また経営の成功モデルとしてその地域を牽引し活性化する漁業者(法人)である。

6漁協は、中核的担い手と位置づけた漁業者を地域のけん引役、儲かるモデルとして育成するため、生産性の向上やコスト削減に取り組むための漁船の取得や機器等の導入について支援を行う。

佐世保市、小値賀町と6漁協は、意欲と能力のある担い手を次代の浜のリーダーと位置付け、県、系統団体等と、市町及び漁協の枠を外した形で、免許・資格の取得、関係法令研修、先進地視察、各種学習会等を合同で実施することで、漁業者の資質・能力向上に努め、参加した漁業者間において意見交換会を開催し、交流促進を促し、得られた漁業技術などの知見についてそれぞれの地域で共有し、域内全体の漁業所得の向上を図る。

○担い手の確保についての基本方針

- 佐世保市、小値賀町・6漁協は「担い手協議会」を開催し、漁協間での新規就業者の情報共有と新規就業者の受け入れ先などの情報を共有し、漁協の垣根を超えた体制で新規就業者(漁家子弟を含む)の確保と円滑な就業ができるよう積極的に取り組む。

- 佐世保市、小値賀町と6漁協及び受入れ者（雇用型漁業の経営者）は、漁業就業者フェア（東京、大阪、福岡）への参加を通じて就業希望者の確保に努めるとともに、長期研修や技術取得のための実践研修については、地域で指導的な立場にある漁業者が新規就業者の受け入れを行い、研修や生活に関するサポートについては県、佐世保市、小値賀町、6漁協が情報共有を行なながら実施していく。

- 新規就業者の漁船の取得については、佐世保市、小値賀町、6漁協が新規就業者と情報共有を行なながら、支援を活用しながらリース方式により実施していく。

○担い手育成に関する基本方針

- 6漁協は経営能力があり、かつ意欲ある漁業者を地域の中核的担い手と位置づけ、経営感覚に優れた収益性の高い地域モデルとして育成する。

- 行政機関（佐世保市、小値賀町）は、6漁協の青年部の組織について、漁協の枠を超えた技術

交流や人的交流を促進し、地域活性化を担う若手後継者の交流を促進する。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

水産関係法令を遵守するとともに TAC による漁獲量管理、長崎県漁業調整規則、資源管理協定等の新たな漁業制度に基づく資源管理計画の取組を進めることによって、水産資源の維持・回復に努める。

(漁獲制限の例)

あわび、いせえび、なまこ

長崎県漁業調整規則により、採捕できる殻長・体長の制限（あわび、いせえび）や採捕禁止期間を定め、制限している。

中型まき網漁船（網船が総トン数 15 トン以上の動力船であるものに限る）、小型機船底引き網漁業のうち手縄第 2 種漁業、いかつり漁業（総トン数 20 トン以上の動力船であるものに限る）について、禁止区域の設定し漁獲を制限している。

いかつり漁船の集魚灯の消費電力の制限を行い、漁獲を制限している。

など

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1 年目（令和 3 年度）

取組内容	<p>■機能再編・地域活性化関連</p> <p>①生産対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 6 漁協は、生産性向上や漁業コスト削減などの経営改善に取り組む漁業者を募り、行政機関（佐世保市、小値賀町）とその取組内容について協議のうえ、漁業者が所得向上のために必要な推進機関や省コスト化、省力化に資する機器の導入を進め、効率的な操業を推進していく。・ 6 漁協、まき網漁業者及び養殖業者は、まき網で漁獲される魚種のうち、養殖用種苗として活用できるアジ、サバや魚類養殖用の生餌などについて、漁業者および漁協間の垣根を越えた供給体制の構築に向けた検討を行い、漁獲物の付加価値向上による漁業所得の向上、餌料の安定供給による漁業経営の安定化を目指す。・ 九十九島漁協及び佐世保市相浦漁協は、その所有する共同利用施設について、現在の漁業規模や利用頻度に合わせた施設の統合・更新・新設整備を進めるため、行政機関（佐世保市、小値賀町）や佐世保市漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協との協議を開始する。 <p>②販売対策</p>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、域内の水産物について、PR及び売上額向上のため佐世保小値賀観光圏のイメージである「海風の国」と同様に共通した商品イメージの創出に向けた協議を開始し、その共通イメージの水産物について、各市町のふるさと納税の返礼品制度を通じて新たな出品を行う漁業者を育成支援し、漁業所得の向上を目指す。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）や6漁協並びに漁業者は、ふるさと納税制度に加えて、スマートフォンアプリなどを活用した新たな流通チャネルの創出の立案に向け、流通や食品に関する専門家等を招へいし、事業化に向けた協議を行い、域内の水産物の販売の多角化により漁業所得の向上を目指す。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、すでに取り組んでいる従来のブランド魚種「はくぎん（タチウオ）」「値賀咲（イサキ）」や「西海瀬付恵あじ」に加え、域内共通で新たにブランド化に取り組む3魚種（マダコ、イカ類、ブリ・ヒラスなど）を選定し、高付加価値販売による漁業所得の向上を目指す。 <p>③産地加工場の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者、九十九島漁協、水産加工業者は、行政機関（佐世保市、小値賀町）を交えて、地域全体の加工産地形成に向けた体制づくりのため、主に養殖漁業を主体とした水産加工場の先進事例の情報収集を行い、その結果をもとに産地加工の中核となる加工場の要件や規模について具体的な協議を継続して行う。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、中核的担い手や意欲ある漁業者の経営安定多角化に向けた、漁業者による産地加工等への取り組みを支援する。 <p>④漁港機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協並びに漁業者は、漁協内及び漁協をまたぐ漁港間での機能分担を明確にするとともに、機能集約化に伴い利用度が低下する漁港の活用方法について施設使用者などと施設の統廃合について協議する。特に、佐世保市と宇久小値賀漁協は、宇久島の野方漁港、木場漁港、小浜漁港、古里漁港の4つについて機能の集約化が図れないか具体的な協議検証を開始する。 ・佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は、漁港区域内に保有する共同利用施設等（冷蔵庫、製氷施設など）の適正な維持管理に努めるとともに、将来老朽化が進む共同利用施設について、全域での共同利用、施設再編を含めた施設整備計画について漁業者をはじめ施設使用者などと施設整備計画を策定する。 ・共同利用施設の整備計画対象施設は次の施設とする。 ⇒製氷貯氷庫、餌料用保管冷凍庫、荷捌き所、活魚水槽、給油施設、船舶上架施設、加工場
--	---

	<p>⑤種苗生産施設の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、域内にある3つの種苗生産施設（佐世保市水産センター、佐世保市宇久栽培センター、小値賀町アワビ種苗センター）について、重複施設の整理・統合について検討を行う種苗生産施設再編協議会（域内の漁業者と行政機関職員で構成）を設立し検討する。 ・佐世保市と6漁協は、「佐世保市水産センター」について、今後資源増大が必要な放流魚種や新規養殖魚種、磯焼け対策としての藻類の種苗生産など地域の重要課題に対応できる施設への機能強化を検討する。 <p>⑥市場機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、すでに東アジアや北米などの輸出に取組んでいる漁業者や佐世保魚市場株式会社などと、さらなる水産物輸出量の増加に向けて、品目数の増加や輸出相手国の拡大（マレーシアなど）の協議を行い、必要な支援を行うとともに、今後の水産物輸出の拡大のため、現地視察及び輸出関連事業者などとの意見交換を実施する。 ・佐世保魚市場株式会社は、域内で水揚げされた水産物の荷受け、仕分けにかかる作業員不足を解消するため、6漁協の協力をえながら域内で広域的な求人を定期的に行い、産地市場としての機能を維持する。 ・水産市場は荷受けした域内の水産物について、出荷の際に高度衛生化が求められる豊洲市場への出荷や北米などの輸出に対応し、販路を拡大できるよう「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」を行うため、施設の高度衛生化を目指し、国・県へ補助金、交付金の申請を行う。 <p>⑦クロマグロ資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・域内の定置網漁業者は、クロマグロの漁獲規制に対応し定置網漁業の安定的操業を図るため、定置網についてクロマグロの入網がみられた際、混獲を回避するための取組を行う。また、域内の漁船漁業者も漁船漁業の安定的操業を図るため、漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。 <p>⑧藻場回復対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯焼け問題への対策として、母藻供給等の取組が推奨されているが、域内には母藻の確保ができる地域と困難な地域があることから、域内で母藻の繁茂状況について、行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は情報共有を実施し、域内で母藻を供給し合えるような体制を構築する。 <p>■中核的担い手の育成対策</p> <p>⑨中核的担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、漁船リ
--	---

	<p>ース事業や省力・省コスト機器の導入などの必要な支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、系統団体等とともに、中核的担い手を育成するため定期的に連携会議を開催し情報共有を実施するとともに、意欲ある漁業者を対象として、合同で、先進地視察や各種学習会等の研修会を実施する。また、研修会と併せて意見交換会を開催し、域内での漁協間を越えた交流を促進し、得られた漁業技術などの知見についてそれぞれの地域で共有し、域内全体の漁業所得の向上を図る。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、地域漁業の模範的な指導者となる漁業士への推薦及び意見発表大会への参加について、支援を行う。 ・6漁協は広域的青年部組織を立ち上げ、魚食普及や、水産物消費拡大など各種イベントに対する協力支援体制を構築する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、雇用型漁業の人手不足解消のため、共同で漁業就業者フェアへ参加する。 ・県及び佐世保市、小値賀町と6漁協は、各市町の「担い手確保計画」に基づき、各々の「担い手協議会」において承認された、新規に就業する担い手に対し「漁業就業促進総合事業」を活用し、2年間の就業研修費の助成を行い着業を支援する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ⇒③、⑤、⑥ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ⇒①、⑨ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ⇒⑧ ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ⇒①、⑨ ・広域浜プラン実証調査事業（国） ⇒①、②、③、④、⑥ ・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国） ⇒① ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ⇒①、②、⑧ ・持続可能な新水産業創造事業（県） ⇒①、④ ・水産基盤整備事業（国）等 ⇒②、③、④ ・浜の活力・漁業就業促進総合支援事業（県、市） ⇒⑧ ・クロマグロ混獲回避活動支援事業（国） ⇒⑦

2年目（令和4年度）

取組内容	<p>■機能再編・地域活性化関連</p> <p>①生産対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6漁協は、生産性向上や漁業コスト削減などの経営改善に取り組む漁業者を募り、行政機関（佐世保市、小値賀町）とその取組内容について協議のうえ、漁業者が所得向上のために必要な推進機関や省コスト、省力化に資する機器の導入を進め、効率的な操業を推進していく。 ・6漁協、まき網漁業者及び養殖業者は、アジ、サバなどの養殖用種苗や生餌の供給連携体制について協議を実施し、その結果を踏まえ、漁業者およ
------	--

	<p>び漁協間の垣根を越えた供給体制を構築し、お互いに漁獲情報や種苗・餌料の需要状況などの情報交換を行い、効率的な種苗及び餌料の安定確保に努め、漁獲物の付加価値向上による漁業所得の向上、餌料の安定供給による漁業経営の安定化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九十九島漁協及び佐世保市相浦漁協は、その所有する共同利用施設について、行政機関（佐世保市、小値賀町）や佐世保市漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協との協議を継続するとともに、施設整備にかかる計画策定に着手する。 <p>②販売対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、共通した商品イメージを確立し、その共通イメージの水産物について、各市町のふるさと納税の返礼品制度を通じて新たな出品を行う漁業者を1者以上増加させ、育成支援することで、漁業所得の向上を目指す。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、スマートフォンアプリなどを活用した販売システムを構築するための運営委託を行う会社を選定する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、域内共通でブランド化に取り組む3魚種（マダコ、イカ類、ブリ・ヒラスなど）を決定し、漁業者等と漁獲や流通の実態調査を実施し、消費者の購入意欲を高めるための基礎データを収集する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、域内水産物の漁獲データの収集を実施し、漁獲量、旬、調理方法、生産者プロフィールなど消費者に水産物の消費を訴求できるデータの分析と蓄積を進め、漁獲物の付加価値向上につなげる。 ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は上記のプランをより効果的に実施するため、SNSなどの電子媒体を有効活用し、地域水産物の情報発信に努める。また、漁業者に対しても情報発信並びに販売ツールとして携帯端末の有効活用を図るためSNS活用講習会を実施する。 <p>③産地加工場の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市と九十九島漁協は、加工場の拡充整備に向け、前年度の協議結果をもとに、基本設計、実施設計に着手する。 ・佐世保市、小値賀町及び漁業者、九十九島漁協は、加工場拡充整備に向け、一般社団法人大日本水産会と協力し、HACCP専門の講師を招へいし、取得に向けた指導助言を受ける。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、中核的漁業者及び意欲ある漁業者の経営安定多角化を図るため、産地加工に向けた取り組みを支援する。
--	---

<p>④漁港機能再編</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）は前年度の協議をもとに、利用度が低下する漁港の活用方法について、具体策の検討を行うとともに、国県に対し所定の手続きを行う。特に、佐世保市と宇久小値賀漁協は、宇久島の野方漁港、木場漁港、小浜漁港、古里漁港の4つについて、再編計画の作成に着手する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は、漁港の泊地を域内で共同のアワビ、ウニなどの増殖場や藻場バンクに活用できないかを検討するために、周辺藻場におけるモニタリングを定期的に実施し、各海域の藻場の現状及び回復量の把握を行う。 ・佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は漁港区域内に保有する共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに、前年に策定した整備計画に基づき計画的な整備に着手する。 ・市町及び佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は、上記の整備において、国県の補助を活用できるよう協力して実施計画の作成を行う。
<p>⑤種苗生産施設の再編</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・種苗生産施設再編協議会（前年に設立）及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、域内にある3つの種苗生産施設について、重複施設の整理・統合のために、基幹種苗生産施設、アワビ専用生産施設、藻場回復支援施設の3種類に分類し、各施設の役割分担を協議し、施設再編に必要な、施設の整備計画を作成する。 ・佐世保市は、「佐世保市水産センター」について、今後資源増大が必要な放流魚種や新規養殖魚種、磯焼け対策としての藻類の種苗生産など地域の重要課題に対応できる施設への機能強化について実施計画を策定する。
<p>⑥市場機能再編</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、すでに輸出に取組んでいる漁業者や佐世保魚市場株式会社などと、さらなる水産物輸出量の増加に向けて、品目数の増加や輸出相手国の拡大（台湾、マレーシアなど）の協議を行い、必要な支援を行うとともに、今後の水産物輸出の拡大のため、現地視察及び輸出関連事業者などとの意見交換を継続して実施し、輸出相手国を1国増加する。 ・佐世保魚市場株式会社は、作業員不足を解消するため、引き続き6漁協の協力を得ながら域内で広域的に求人を定期的に行い、産地市場としての機能を維持する。 ・水産市場は荷受けした域内の水産物について「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」を行うため、施設の高度衛生化を目指し、実施計画を策定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市、小値賀町及び6漁協、漁業者は、豊洲市場などの先進市場の視察を実施し、整備計画作成の参考とする。 <p>⑦クロマグロ資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・域内の定置網漁業者は、定置網についてクロマグロの入網がみられた際、混獲を回避するための取組を行う。また、域内の漁船漁業者も漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。 <p>⑧藻場回復対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母藻の確保が可能な佐世保市南部漁協（アマモ）、針尾漁協（ホンダワラ類）、宇久小値賀漁協及び佐世保市相浦漁協（アカモク）から母藻の確保が難しい6漁協への母藻供給を開始し、母藻設置、周辺への種拡散による藻場回復に取り組む。 <p>⑨漁港施設の整備による水産業の競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（長崎県）は、小値賀漁港および斑漁港において、老朽化した水銀灯をLEDに交換し、照明灯の機能の維持を図ることで、不点灯を防ぎ、漁業活動の安全性を確保する。 ・行政機関（小値賀町）は、浜津漁港において、老朽化した水銀灯をLEDに交換し、照明灯の機能の維持を図ることで、不点灯を防ぎ、漁業活動の安全性を確保する。また、車両の海中転落事故を解消するため、照明施設のLED化、車止めの設置及びガードレールの撤去更新を行い、漁港利用者の安全性向上対策に取り組む。 <p>■中核的担い手の育成対策</p> <p>⑩中核的担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの必要な支援を引き続き実施する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、系統団体等とともに、中核的担い手を育成するため定期的連携会議を開催し情報共有を実施するとともに、意欲ある漁業者を対象として、行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協の合同で、先進地視察や各種学習会等の研修会を実施する。また、研修会と併せて意見交換会を開催し、域内での漁協間を越えた交流促進を促し、得られた漁業技術などの知見についてそれぞれの地域で共有し、域内全体の漁業所得の向上を図る。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、地域漁業の模範的な指導者となる漁業士への推薦及び意見発表大会への参加について、支援を行う。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は前年に設立した広域的青年部組織が実施する魚食普及や、水産物消費拡大など各種イベントに対する協力を買う。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、雇用型漁業の人手不足解消のため、共同で漁業就業者フェアへ参加する。 県及び佐世保市、小値賀町並びに6漁協は、各市町の「担い手確保計画」に基づき、各々の「担い手協議会」において承認された、新規に就業する担い手に対し「漁業就業促進総合事業」を活用し着業を支援する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ⇒③、⑤、⑥ 水産業競争力強化金融支援事業（国） ⇒①、⑩ 水産業競争力強化漁港機能増進事業（県、市町） ⇒⑨ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ⇒⑧ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ⇒①、⑩ 広域浜プラン実証調査事業（国） ⇒①、②、③、④、⑥ 養殖用生餌供給安定対策支援事業（国） ⇒① 漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ⇒①、②、⑧ 持続可能な新水産業創造事業（県） ⇒①、④ 水産基盤整備事業（国）等 ⇒②、③、④ 浜の活力・漁業就業促進総合支援事業（県、市） ⇒⑧ クロマグロ混獲回避活動支援事業（国） ⇒⑦

3年目（令和5年度）

取組内容	<p>■ 機能再編・地域活性化関連</p> <p>① 生産対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 6漁協は、生産性向上や漁業コスト削減などの経営改善に取り組む漁業者を募り、行政機関（佐世保市、小値賀町）と協議のうえ、漁業者が所得向上のために必要な推進機関や省コスト、省力化に資する機器の導入を進め、効率的な操業を推進していく。 6漁協、まき網漁業者及び養殖業者は、アジ、サバなどの養殖用種苗や生餌について、前年に構築した体制の下、漁業者及び漁協間の垣根を越えた供給をさらに拡大し、1組以上確立することで効率的な種苗供給及び餌料の安定確保に努め、漁業経営の安定化を図る。 九十九島漁協及び佐世保市相浦漁協は、その所有する共同利用施設について、行政機関（佐世保市、小値賀町）や佐世保市漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協との協議及び施設整備にかかる計画策定を継続する。 <p>② 販売対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、前年に確立した共通商品イメージを活用し、各市町のふるさと納税の返礼品制度を通じて新たな出品を行う漁業者を1者以上増加させ、育成支援することで、漁業所得の向
------	--

	<p>上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、スマートフォンアプリなどを活用した販売システムを構築し、販売を開始する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、域内で共通でブランド化に取り組む3魚種（マダコ、イカ類、ブリ・ヒラスなど）について漁業者等と漁獲や流通の実態調査を実施し、消費者の購入意欲を高めるための基礎データを引き続き収集する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、域内水産物の漁獲データの収集を引き続き実施し、消費者に水産物の消費を喚起できるデータの分析と蓄積を進める。 ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は引き続きSNSなどの電子媒体を有効活用し、地域水産物の情報発信に努める。また、漁業者に対しても引き続きSNS活用講習会を実施する。 ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、ブランド魚種の輸出について検討を開始し、すでに水産物の輸出に取り組んでいる佐世保魚市場株式会社などと、海外におけるブランド化のための規格の作成や広報宣伝を行い、必要な加工機器等の導入について検討する。 ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は長崎県総合水産試験場などの協力を得て、ブランド魚種を活用した加工品の開発に取り組む。 <p>③産地加工場の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市と九十九島漁協は、加工場の拡充に着手する。 ・九十九島漁協は、加工場施設整備と並行し、HACCPの工程管理に必要な研修を実施する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、整備後の加工場における域内の漁獲物を広域的に取り扱った加工の開始に向け、域内魚類養殖業を中心とした「佐世保市加工連携協議会」を設立し、トレーサビリティの確立や、共通した飼育管理など工程管理のマニュアル化を図り、原料魚の規格統一、安全性の確立を図る。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、意欲ある漁業者の経営安定多角化のため漁業者による産地加工に向けた取り組みを支援する。 <p>④漁港機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）は、前年の漁港機能再編にかかる検討に基づき、該当する補助事業等を活用して必要な整備を行う。特に、佐世保市と宇久小値賀漁協は、宇久島の野方漁港、木場漁港、小浜漁港、古里漁港の4つについて、作成した再編計画について国と協議する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は、漁港の泊地の域内で共同のアワビ、ウニなどの増殖場や藻場バンクへの活用を開始する。引き続き、周辺藻場におけるモニタリングを定期的に実施し、各海域の藻場の現状及び回復量の把握を行う。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は漁港区域内に保有する共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに、前年に引き続き、整備計画に基づいた計画的な整備をすすめる。 <p>⑤種苗生産施設の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗生産施設再編協議会及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、域内にある3つの種苗生産施設について、前年に策定した整備計画に基づき整備を開始する。 ・佐世保市は、「佐世保市水産センター」について、今後資源増大が必要な放流魚種や新規養殖魚種、磯焼け対策としての藻類の種苗生産など地域の重要課題に対応できる施設への機能強化の整備に着手する。 <p>⑥市場機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、すでに輸出に取組んでいる漁業者や佐世保魚市場株式会社などと、さらなる水産物輸出量の増加に向けて、品目数の増加や輸出相手国の拡大（台湾、マレーシアなど）の協議を行い、必要な支援を行うとともに、今後の水産物輸出の拡大のため、現地視察及び輸出関連事業者などとの意見交換を継続して実施し、輸出相手国をさらに1国増加する。 ・佐世保魚市場株式会社は、作業員不足を解消するため、引き続き6漁協の協力を得ながら域内で広域的に求人を定期的に行い、産地市場としての機能を維持する。 ・水産市場は荷受けした域内の水産物について、「H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理」を行うため、前年に策定した実施計画に従い、施設の高度衛生化のための施設整備を開始する。（当年は近海もの売場および一部床改修、市場内的一部防鳥ネット設置） <p>⑦クロマグロ資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・域内の定置網漁業者は、定置網についてクロマグロの入網がみられた際、混獲を回避するための取組を行う。また、域内の漁船漁業者も漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。 <p>⑧藻場回復対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母藻の確保が可能な佐世保市南部漁協（アマモ）、針尾漁協（ホンダワラ類）、宇久小値賀漁協及び佐世保市相浦漁協（アカモク）から母藻の確保が難しい6漁協への母藻供給を引き続き実施し、母藻設置、周辺への種拡散による藻場回復に取り組む。 <p>⑨漁港施設の整備による水産業の競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（長崎県）は、小値賀漁港および斑漁港において、老朽化した水
--	---

	<p>銀灯を LED に交換し、照明灯の機能の維持を図ることで、不点灯を防ぎ、漁業活動の安全性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関（小値賀町）は、浜津漁港において、老朽化した水銀灯を LED に交換し、照明灯の機能の維持を図ることで、不点灯を防ぎ、漁業活動の安全性を確保する。また、車両の海中転落事故を解消するため、車止めの設置及びガードレールの撤去更新を行い、漁港利用者の安全性向上対策に取り組む。 行政機関（佐世保市）は、浅子漁港において、車止めを整備することで、車両の海面転落事故を未然に防止し、漁港の安全性向上を図る。また、鹿町漁港において、老朽化した防舷材の取替を行い、漁業活動の安全性を確保する。 <p>■中核的担い手の育成対策</p> <p>⑩中核的担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの必要な支援を実施する。 行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、系統団体等とともに、中核的担い手を育成するため定期的連携会議を開催し情報共有を実施するとともに、意欲ある漁業者を対象として、行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協の合同で、先進地視察や各種学習会等の研修会を実施する。また、研修会と併せて意見交換会を開催し、域内での漁協間を越えた交流促進を促し、得られた漁業技術などの知見についてそれぞれの地域で共有し、域内全体の漁業所得の向上を図る。 行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、地域漁業の模範的な指導者となる漁業士への推薦及び意見発表大会への参加について、支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、組織した広域的青年部組織が主体的に実施する、魚のさばき方教室などの魚食普及活動や、地域の水産物消費拡大などのイベントに対して支援する。 6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、雇用型漁業の人手不足解消のため、共同で漁業就業者フェアへ参加する。 県及び佐世保市と小値賀町、6漁協は各市町の担い手確保計画に基づき、「担い手協議会」において承認された、新規に就業する担い手に対し「漁業就業促進総合事業」を活用し着業を支援する。
活用する支援措 置等	<p>■機能再編・地域活性化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ⇒③、⑤、⑥ 水産業競争力強化金融支援事業（国） ⇒①、⑩ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ⇒⑧ 水産業競争力強化漁港機能増進事業（県、市町） ⇒⑨ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ⇒①、⑩

・広域浜プラン実証調査支援事業（国）	⇒①、②、③、④、⑥
・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国）	⇒①
・漁業経営セーフティーネット構築事業（国）	⇒①、②、⑧
・持続可能な新水産業創造事業（県）	⇒①、④
・水産基盤整備事業（国）等	⇒②、③、④
・浜の活力・漁業就業促進総合支援事業（県、市）	⇒⑧
・クロマグロ混獲回避活動支援事業（国）	⇒⑦

4年目（令和6年度）

取組内容	<p>■ 機能再編・地域活性化関連</p> <p>①生産対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6漁協は、生産性向上や漁業コスト削減などの経営改善に取り組む漁業者を募り、行政機関（佐世保市、小値賀町）と協議のうえ、漁業者が所得向上のために必要な推進機関や省コスト、省力化に資する機器の導入を進め、効率的な操業を推進していく。 ・6漁協、まき網漁業者及び養殖業者は、アジ、サバなどの養殖用種苗や生餌について、漁業者間及び漁協間の垣根を越えた供給をさらに拡大し、1組以上確立することで効率的な種苗供給及び餌料の安定確保に努め、漁業経営の安定化を図る。 ・九十九島漁協及び佐世保市相浦漁協は、その所有する共同利用施設について、現在の漁業規模や利用頻度に合わせた施設の統合・更新・新設整備に着手する。 <p>②販売対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、共通商品イメージを活用し、各市町のふるさと納税の返礼品制度を通じて新たな出品を行う漁業者を1者以上増加させ、育成支援することなし、漁業所得の向上を目指す。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、前年に構築したスマートフォンアプリなどを活用した販売システムについて、域内で利用する漁業者を3者以上増加させ、漁業所得の向上を目指す。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、域内で共通でブランド化に取り組む3魚種（マダコ、イカ類、ブリ・ヒラスなど）について、漁業者等と漁獲や流通の実態調査を実施し、消費者の購入意欲を高めるための基礎データを引き続き収集するとともに、前年まで収集した基礎データとともに、ブランド魚種のPR手法を検討する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、引き続き域内水産物の漁獲データの収集を実施し、消費者に水産物の消費を喚起できるデータの分析と蓄積を進める。 ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は引き続きSNSなどの電子媒体を有効活用し、地域水産物の情報発信に努める。また、漁業者に対し
------	--

	<p>ても引き続きＳＮＳ活用講習会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、引き続き佐世保魚市場株式会社などと、海外におけるブランド化のための規格の作成や広報宣伝を行い、必要な加工機器等の導入について検討し導入する。 ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は長崎県総合水産試験場などの協力を得て、開発したブランド魚種を活用した加工品の試験販売を実施し、量産販売に向けた改良点や生産コスト等の検証を行う。 <p>③産地加工場の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九十九島漁協と漁業者、前年に設立した佐世保市加工連携協議会は、産地加工を推進するとともに、東京、大阪で開催されるシーフードショー、各種見本市、ふるさと納税制度等を活用するなどし、加工品の積極的な販路開拓に努める。 ・九十九島漁協は、整備した加工場のHACCP認証取得並びに、認証取得後の運用に取り組む。また、原料出荷に協力する生産者に対し、衛生講習会を実施する。 ・九十九島漁協は、整備した加工場で、6漁協の漁獲物を用いた加工の実施について6漁協で協議する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、市内水産物並びにその加工品について、学校給食等への導入について積極的に推進するとともに、水産物1品目の学校給食への継続使用について学校関係者と協議する。 ・県、市、町及び佐世保魚市場株式会社は、JETROと協力し、加工品の輸出についての協議を行い、輸出のテスト販売を開始する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、中核的担い手や意欲ある漁業者の経営安定多角化のため、漁業者による産地加工に向けた取り組みを支援する。 <p>④漁港機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）は、これまでの漁港機能再編にかかる検討内容に基づき、該当する補助事業等を活用して、必要な改良工事をおこなう。特に、佐世保市と宇久小値賀漁協は、宇久島の野方漁港、木場漁港、小浜漁港、古里漁港の4つについては、作成した再編計画にもとづいた補助事業について国へ申請する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は、引き続き漁港の泊地の域内を共同のアワビ、ウニなどの増殖場や藻場バンクに活用し、アワビ、ウニなどの資源量回復を図る。藻場バンクで育成した母藻については、域内の磯焼け地区へ設置する。引き続き、周辺藻場におけるモニタリングを定期的に実施し、各海域の藻場の現状及び回復量の把握を行う。 ・佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は漁港区域内に保有する共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに、前年に引き続き、整備計画に基づいた計画的な整備に取り組む。
--	---

	<p>⑤種苗生産施設の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗生産施設再編協議会及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、域内にある3つの種苗生産施設の整備を継続する。 ・佐世保市は、「佐世保市水産センター」について、今後資源増大が必要な放流魚種や新規養殖魚種、磯焼け対策としての藻類の種苗生産など地域の重要課題に対応できる施設への機能強化の整備を実施する。 <p>⑥市場機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、すでに輸出に取組んでいる漁業者や佐世保魚市場株式会社などと、さらなる水産物輸出量の増加に向けて、品目数の増加や輸出相手国の拡大（台湾、マレーシアなど）の協議を行い、必要な支援を行うとともに、今後の水産物輸出の拡大のため、現地視察及び輸出関連事業者などとの意見交換を継続して実施し、輸出相手国をさらに1国増加する。 ・佐世保魚市場株式会社は、作業員不足を解消するため、引き続き6漁協の協力を得ながら域内で広域的に求人を定期的に行い、産地市場としての機能を維持する。 ・水産市場は荷受けした域内の水産物について、「H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理」を行うため、施設の高度衛生化のための施設整備を進める。（当年は青物売場および床改修、市場内の防鳥ネット設置） <p>⑦クロマグロ資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・域内の定置網漁業者は、定置網についてクロマグロの入網がみられた際、混獲を回避するための取組を行う。また、域内の漁船漁業者も漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。 <p>⑧藻場回復対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母藻の確保が可能な佐世保市南部漁協（アマモ）、針尾漁協（ホンダワラ類）、宇久小値賀漁協及び佐世保市相浦漁協（アカモク）から母藻の確保が難しい6漁協への母藻供給を引き続き実施し、母藻設置、周辺への種拡散による藻場回復に取り組む。 <p>⑨漁港施設の整備による水産業の競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市）は、浅子漁港において、車止めを整備することで、車両の海面転落事故を未然に防止し、漁港の安全性向上を図る。また、鹿町漁港において、老朽化した防舷材の取替を行い、漁業活動の安全性を確保する。 <p>■中核的担い手の育成対策</p> <p>⑩中核的担い手対策</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、中核的扱い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの必要な支援を実施する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、系統団体等とともに、中核的扱い手を育成するため定期的連携会議を開催し情報共有を実施するとともに、意欲ある漁業者を対象として、行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協の合同で、先進地視察や各種学習会等の研修会を実施する。また、研修会と併せて意見交換会を開催し、域内での漁協間を越えた交流促進を促し、得られた漁業技術などの知見についてそれぞれの地域で共有し、域内全体の漁業所得の向上を図る。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、地域漁業の模範的な指導者となる漁業士への推薦及び意見発表大会への参加について、支援を行う。 ・広域的青年部組織は、漁協の垣根を越えた、魚食普及や水産物消費拡大などの各種イベントを円滑に開催するために定期的に開催の要望がある機関との連携体制を構築する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、雇用型漁業の人手不足解消のため、共同で漁業就業者フェアへ参加する。 ・県及び佐世保市、小値賀町と6漁協は、各市町の「扱い手確保計画」に基づき、各々の「扱い手協議会」において承認された、新規に就業する扱い手に対し「漁業就業促進総合事業」を活用し着業を支援する。
活用する支援措置等	<p>■機能再編・地域活性化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ⇒③、⑤、⑥ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ⇒①、⑩ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ⇒⑧ ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ⇒①、⑩ ・広域浜プラン実証調査事業（国） ⇒①、②、③、④、⑥ ・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国） ⇒① ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ⇒①、②、⑧ ・持続可能な新水産業創造事業（県） ⇒①、④ ・水産基盤整備事業（国）等 ⇒②、③、④ ・浜の活力・漁業就業促進総合支援事業（県、市） ⇒⑧ ・クロマグロ混獲回避活動支援事業（国） ⇒⑦ ・水産業競争力強化漁港機能増進事業（県、市町） ⇒⑨

5年目（令和7年度）

取組内容	<p>■機能再編・地域活性化関連</p> <p>①生産対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6漁協は、生産性向上や漁業コスト削減などの経営改善に取り組む漁業者を募り、行政機関（佐世保市、小値賀町）と協議のうえ、漁業者が所得向上のために必要な推進機関や省コスト、省力化に資する機器の導入を進
------	---

	<p>め、効率的な操業を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 漁協、まき網漁業者及び養殖業者は、アジ、サバなどの養殖用種苗や生餌について、漁業者間及び漁協間の垣根を越えた供給をさらに拡大し、1組以上確立することで効率的な種苗供給及び餌料の安定確保に努め、漁業経営の安定化を図る。 ・ 九十九島漁協及び佐世保市相浦漁協は、その所有する共同利用施設について、現在の漁業規模や利用頻度に合わせた施設の統合・更新・新設整備を完了し、共同利用施設の効率的な運用を開始する。
	<p>②販売対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関（佐世保市、小値賀町）と 6 漁協は、共通商品イメージを活用し、各市町のふるさと納税の返礼品制度を通じて新たな出品を行う漁業者を 1 者以上増加させ、育成支援することでし、漁業所得の向上を目指す。 ・ 行政機関（佐世保市、小値賀町）及び 6 漁協は、構築したスマートフォンアプリなどを活用した販売システムについて、域内で利用する漁業者を 3 者以上増加させ、漁業所得の向上を目指す。 ・ 行政機関（佐世保市、小値賀町）及び 6 漁協は、域内で共通でブランド化に取り組む 3 魚種（マダコ、イカ類、ブリ・ヒラスなど）について、漁業者等と漁獲や流通の実態調査を実施し、消費者の購入意欲を高めるための基礎データを引き続き収集するとともに、前年まで収集した基礎データをもとに、ブランド魚種の PR 手法（商品の差別化などのデータの見せ方や希少性、旬の時期など）を確立する。 ・ 行政機関（佐世保市、小値賀町）及び 6 漁協は、引き続き域内水産物の漁獲データの収集を実施する。また、消費者に水産物の消費を喚起できるデータの分析と蓄積を完了し、PR チラシや販促用のビデオなどにその客観的データに基づいた域内水産物の品質の高さ等の説得力のあるアピールポイントを盛り込み、広く PR することで消費者の購買意欲を高める。 ・ 6 漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は引き続き SNS などの電子媒体を有効活用し、地域水産物の情報発信に努める。また、漁業者に対しても引き続き SNS 活用講習会を実施する。 ・ 6 漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、ブランド魚種の輸出を開始し、輸出先の規格に必要な加工機器等の導入について引き続き検討と導入を実施する。 ・ ブランド化に取り組む漁業者は、開発が完了したブランド魚種を活用した加工品について、本格販売を開始し、漁業所得の向上を目指す。 ・ 行政機関（佐世保市、小値賀町）と 6 漁協は、ブランド化に取り組む漁業者とともにブランド化に取り組んだ 3 魚種の成果目標の達成状況についての評価を実施し、次のブランド化に取り組む魚種選定の参考とする。
	<p>③産地加工場の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 九十九島漁協は整備した加工場で HACCP 認証後の運用を継続して取り組

	<p>む。また、原料出荷に協力する生産者に対し、衛生講習会を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九十九島漁協は、加工品の販売製造を軌道に乗せるとともに、漁業者と佐世保市加工連携協議会とともに、産地加工を継続して推進し、東京、大阪で開催されるシーフードショー等に出展を行い、新たな販路を開拓する。 ・九十九島漁協は、整備した加工場で、6漁協の漁獲物について加工の取り扱いを開始する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、市内水産物の加工品の学校給食等への導入について、前年からの取り扱いを継続するとともに、さらに1品目の追加を行う。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、中核的担い手や意欲ある漁業者の経営安定多角化のため、漁業者による産地加工に向けた取り組みを支援する。 ・九十九島漁協は、加工対象品目について、域内の未利用水産物について有効活用を図るため、市、町および未利用水産物を漁獲している漁業者などと協議し試作品の製作を行う。（予定対象品目：ヒメジ） ・県、市、町及び佐世保魚市場株式会社は、JETROと協力して、前年のテスト販売の結果を踏まえ加工品の輸出を本格的に開始する。 <p>④漁港機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）は、漁港の機能再編による漁業活動の効率化による効果把握に努めるとともに、利用度が低下した漁港施設において新たな機能が発揮されるよう確認を行い、新たな統廃合について検討を行う。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は、引き続き漁港の泊地の域内を共同のアワビ、ウニなどの増殖場や藻場バンクに活用し、アワビ、ウニなどの資源量回復を図る。藻場バンクで育成した母藻については、域内の磯焼け地区へ設置する。引き続き、周辺藻場におけるモニタリングを定期的に実施し、各海域の藻場の現状及び回復量の把握を行う。 ・佐世保市相浦漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は漁港区域内に保有する共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに、前年に引き続き、整備計画に基づいた計画的な整備を進める。特に、佐世保市と宇久小値賀漁協は、宇久島の野方漁港、木場漁港、小浜漁港、古里漁港の4つについては、作成した再編計画にもとづいた整備を完了する。 <p>⑤種苗生産施設の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗生産施設再編協議会及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、域内にある3つの種苗生産施設の整備を完了する。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市は、「佐世保市水産センター」の機能強化の整備を完了する。 ・種苗生産施設再編協議会及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は、整備が完了した種苗生産施設について効果を検証し、さらなる効率化を目指した統廃合について検討を開始する。
	<p>⑥市場機能再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、すでに輸出に取組んでいる漁業者や佐世保魚市場株式会社などと、さらなる水産物輸出量の増加に向けて、品目数の増加や輸出相手国の拡大（台湾、マレーシアなど）の協議を行い、必要な支援を行うとともに、今後の水産物輸出の拡大のため、現地視察及び輸出関連事業者などとの意見交換を継続して実施し、昨年までに追加した輸出相手国との継続取引を行う。 ・佐世保魚市場株式会社は、安定した作業員数の確保のため、6漁協の協力を得ながら域内で広域的に求人を必要に応じて行い、産地市場としての機能を維持する。 ・水産市場は荷受けした域内の水産物について、「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」を行うため、施設の高度衛生化のための施設整備を完了する。（当年は殺菌装置、冷海水設置、残工事）
	<p>⑦クロマグロ資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・域内の定置網漁業者は、定置網についてクロマグロの入網がみられた際、混獲を回避するための取組を行う。また、域内の漁船漁業者も漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。
	<p>⑧藻場回復対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母藻の確保が可能な佐世保市南部漁協（アマモ）、針尾漁協（ホンダワラ類）、宇久小値賀漁協及び佐世保市相浦漁協（アカモク）から母藻の確保が難しい6漁協への母藻供給を引き続き実施し、母藻設置、周辺への種拡散による藻場回復に取り組む。 ・母藻繁茂地域から母藻枯渇地域へ母藻を供給することで、前期実績よりも10%多い、1.3haの藻場回復を行う。
	<p>■中核的担い手の育成対策</p> <p>⑨中核的担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）及び6漁協は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの必要な支援を実施する。 ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、系統団体等とともに、中核的担い手を育成するため定期的連携会議を開催し情報共有を実施するとともに、意欲ある漁業者を対象として、行政機関（佐世保市、小値賀町）

	<p>及び6漁協の合同で、先進地視察や各種学習会等の研修会を実施する。また、研修会と併せて意見交換会を開催し、域内での漁協間を越えた交流促進を促し、得られた漁業技術などの知見についてそれぞれの地域で共有し、域内全体の漁業所得の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（佐世保市、小値賀町）と6漁協は、地域漁業の模範的な指導者となる漁業士への推薦及び意見発表大会への参加について、支援を行う。 ・広域的青年部組織は、前年構築した連携体制を活用し、各種イベントをコンスタントに開催し活動を活発化する。 ・6漁協及び行政機関（佐世保市、小値賀町）は協力し、雇用型漁業に人手不足解消のため、共同で漁業就業者フェアへ参加する。 ・県及び佐世保市、小値賀町と6漁協は、各市町の「担い手確保計画」に基づき、各々の「担い手協議会」において承認された、新規に就業する担い手に対し「漁業就業促進総合事業」を活用し、2年間の就業研修費の助成を行い着業を支援する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ⇒⑤、⑥ ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ⇒①、⑨ ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ⇒⑧ ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ⇒①、⑨ ・広域浜プラン実証調査事業（国） ⇒①、②、③、④、⑥ ・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国） ⇒① ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ⇒①、②、⑧ ・持続可能な新水産業創造事業（県） ⇒①、④ ・水産基盤整備事業（国）等 ⇒②、③、④ ・浜の活力・漁業就業促進総合支援事業（県、市） ⇒⑧ ・クロマグロ混獲回避活動支援事業（国） ⇒⑦

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」は、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

(5) 関係機関との連携

- ・漁協加工場整備にあたっては、（一社）大日本水産会及び（一財）漁港漁場漁村総合研究所の指導助言を受け、衛生・品質管理の高度化に取り組む。
- ・产学官の連携強化
佐世保高等専門学校を核とした、西九州コンソシアムと連携を図り、产学官による協力体制を構築する。
- ・漁業者が要望する様々な種苗の要望や、技術的な支援は、核となる佐世保市水産センターが

国の研究機関（国の水産研究所、長崎県総合水産試験場等）等と連携し事業の推進を図る。

- ・ジェトロ長崎事務所と情報交換を行い、海外輸出に関する情報交換を行う。

（6）他産業との連携

市内観光業や飲食業と水産業界が連携しイベントを開催することで、観光客の誘客と満足度の向上を図り、リピーターの獲得につなげる。

- ◆「とらふぐ」キャンペーン（市内飲食店と提携）
- ◆「旅館飲食店」キャンペーン（旅館業組合ほか料飲業界と提携）
- ◆九十九島かき食うカキまつり（市観光コンベンション、西海パールシー株、カキ生産者組合）
- ◆民泊、体験型漁業の推進（宇久島観光協会、おじかアイランドツーリズム）
- ◆どっとこいイン高島（高島町内会、高島漁業集落）
- ◆H T B内の飲食店への水産物供給についての連携

4 成果目標

（1）成果目標の考え方

活性化指標については、本プランに記載した取り組みを5年間継続して実施していくことで、下記の成果指標をそれぞれ維持または目標まで引き上げるものとする。

●担い手の加入数（域内の独立型及び雇用型における新規就業者の加入人数）

新たな担い手が参入し、将来にわたり産業として維持していくために必要な「新規就業者数」を目標値とする。

●回復した藻場の面積

漁港機能再編、種苗生産施設再編等に伴い、藻場回復が現状よりも拡大することから、藻場の回復面積とした。

●ブランド化に取り組む魚種の単価

すでに佐世保市や小値賀町で取り組んでいる鮮魚等のブランド化事業の成果として、単価の上昇が実績に現れていることから、付加価値の向上による単価上昇を見込み、目標値とする。

（5年間で基準年から10%の上昇）

（2）成果目標

55歳以下の新規就業者加入数	雇用型、独立型に新規加入する55歳以下の漁業者の数	基準年	令和元年度	1人/年
		目標年	令和6年度	6人/年
藻場の回復面積	新たに回復した藻場面積	基準年	令和元年度	8.3ha

		目標年	令和 6 年度	9.2ha
ブランド化に取り組む魚種の 単価(広域水産業再生委員 会においてR3年度内に決 定することから魚種について は暫定)(10%以上の上昇)	マダコ	基準年	令和 元年度	845 円/kg
		目標年	令和 6 年度	930 円/kg
	イカ類(スルメイカを除く)	基準年	令和 元年度	599 円/kg
		目標年	令和 6 年度	659 円/kg
	ブリ・ヒラス	基準年	令和 元年度	471 円/kg
		目標年	令和 6 年度	518 円/kg

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

● 新規担い手の加入数

本市の中核的担い手である 55 歳以下の組合員は平成 26 年から令和元年度までの 5 年間で 529 人から 477 人に減少している（減少率 10%）。行政機関（佐世保市、小値賀町）と佐世保市相浦漁協、佐世保市漁協、九十九島漁協、佐世保市南部漁協、針尾漁協、宇久小値賀漁協は、この減少率を 5 年間で半減（減少率 5%）することを目指し、基準年の加入者 1 人に加え、新規に漁業（独立、雇用型を含む）に就業し、育成する 55 歳以下の中核的担い手の年間着業数を 5 人とし、毎年の目標値を 6 人（1 人+5 名）とし、5 年間で 30 人を確保することで減少率を半減（5%）することを目標とする。

佐世保市の担い手減少率

				R7	
	H26	R 元	減少率	対策なし	対策有
55 歳以下の漁業者数 (人)	529	477	% (R 元/H26)	429	459
新規加入者数			1 人/年	6 人/年	
			減少率	10%	5%

- ・対策を行わない場合、H26 から R 元年度の減少が今後も継続すると仮定（基準年の毎年加入 6 人が継続することを前提として）した場合 5 年後の R7 年度の 55 歳以下の漁業者は、
 $477 \text{ 人} \times 90\% = 429 \text{ 人}$ となる
- ・一方対策を実施した場合（基準年 1 人+追加加入 5 人）=6 人/年 $\Rightarrow 30 \text{ 人}$ （5 年間）
 の加入があり、新規には 5 人×5 年=25 人となることから
 $429 \text{ 人} + 25 \text{ 人} = 459 \text{ 人}$ となり減少率は、5%となる。

● 藻場回復面積

漁港の機能再編によって、一部漁港を活用し藻場造成を行い、そこに藻場バンクを設置し、そこから各海域に海藻の種苗等を移設することや、種苗生産施設の再編が行われ、水産センターによるきめ細かい藻場回復に対する技術指導が可能となる。

これらの相乗効果を活用し、藻場回復の活動組織 7 組織が、それぞれが 5 年間で新たに前期実績の 10%増加した 1.3 ha の藻場回復に取り組むことで藻場面積が 9.1ha (910,000 m²) 拡大することが可能であることから、成果指標として設定した。藻場回復に併せ、種苗放流

を継続することで、将来的にアワビ資源の増産が期待できる。

● ブランド化する魚種の平均単価

基準年の単価は佐世保市水産市場統計報告に基づく、対象となる鮮魚の平均単価を基準とした。目標年度の単価は、ブランド化に取り組む対象魚種全体の平均単価とした。

ブランド化に取り組むことで、単価の上昇が見込まれるが、単価の上昇とともに、そのことで取り組みに対する賛同者も増加し、ブランド水産物の供給量が増加し、総水揚げ量に占める割合が増加することが期待される。(全体に占めるブランド品の割合を40%と想定)

平均単価の10%の向上の根拠は、すでに佐世保市が取り組んで5年が経過しているブランド水産物4品目(瀬付きアジ、赤マテガイ、養殖トラフグ、岩ガキ)の平均単価がいずれも取り組み当初に比べ25%以上上昇していることから、5年間の取り組みにおいてブランド対象水産物単価が25%上昇し、全体に占める割合を40%とし、算定している。

算出例

マダコ R元年度単価 845円/k g 全体漁獲量 199t 漁獲金額 168,302千円

R7年度単価 生産量は一定として、ブランド品：非ブランド品=4:6

ブランド品は25%の単価上昇、非ブランド品はそのまま

A ブランド品の生産額 $845 \text{ 円} \times 1.25 \text{ (25\%)} \times 199 \text{ t} \times 40\% = 84,078 \text{ 千円}$

B 非ブランド品の生産額 $845 \text{ 円} \times 1.0 \text{ (現状維持)} \times 199 \text{ t} \times 60\% = 100,893 \text{ 千円}$

R7年度単価=(84,078千円+100,893千円)/199t=930円⇒10%の単価上昇

【参考としたブランド品：針尾赤マテガイ基準年800円/k g⇒ブランド化後平成27年度実績 995円(約25%の単価上昇)】

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の機能再編広域プランとの関係性
水産業競争力強化緊急施設整備事業(国)	内 容：共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去に対する支援 関連性：産地市場の機能再編のための施設整備(高度衛生閉鎖型荷捌施設・清浄海水供給施設整備) 種苗生産施設の整備 漁業者の経営安定に資するため、産地水産加工場を整備する。 (加工対策)
広域浜プラン実証調査事業(国)	内 容：広域浜プランに基づく実証的な取り組みへの支援 関連性：プラン実行に必要な情報収集関連や、各種調査等で活用
広域浜プラン(効率的な操業体制の確立支援)(国)	内 容：持続可能な収益性の高い操業体制を確立するため、共同化を核とした実証の取り組みを支援。 関連性：漁業操業コスト削減対策で活用
競争力強化型機器等導入事業(国)	内 容：生産性の向上・省力・省コスト化に資する機器等の導入支援 関連性：漁業コスト削減、収益性向上のために活用

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	内 容：中核的漁業者の収益向上に必要となる漁船リースの取り組みを支援 関連性：当地区の中核的漁業者の体質強化で活用
水産業競争力強化金融支援事業（国）	内 容：上記2事業活用で漁業者が借り入れる資金について利子を助成する。 関連性：上記2事業の活用に伴い利用
養殖用生餌供給安定対策事業（国）	内 容：生餌の安定供給を図るため、従来活用できない時期や地域、魚種の水揚げを生餌として流通させる取り組みを支援 関連性：漁協等が行う魚類養殖向け生餌対策に対して活用
クロマグロ混獲回避支援事業（国）	内 容：定置網及び漁船漁業におけるクロマグロの混獲回避及び放流に係る取組を支援 関連性：定置網及び漁船漁業の安定的な操業に係る取組
その他国の関連する事業	離島漁業再生支援交付金、水産多面的機能発揮対策事業、新規漁業就業者総合支援事業
水産基盤整備事業等（国）	水產生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業、漁業集落環境整備事業、港整備交付金事業、漁港機能増進事業、浜の活力再生・成長促進交付金
水産業競争力強化漁港機能増進事業（県、市町）	・長崎県、小値賀町、佐世保市は、既存施設を最大限活用したストック効果の発現を図り、水産業の競争力強化を推進するため、漁業活動時の安全性向上に資する施設整備を実施する。
持続可能な新水産業創造事業（県）	・漁協等が行う計画的な施設整備を支援するとともに、収益性の高い経営モデルの確立を進め、生産基盤と漁業者の所得向上を併せて支援
水産物消費拡大推進事業(市)	・佐世保市は、「佐世保市農水産物产地化・ブランド化育成対策事業評価委員会」で認定を受けた品目とその事業者に対して、ブランド化、消費拡大に必要な経費を支援する。(5年間) 既事業認定品目：「九十九島とらふぐ」、「九十九島岩がき」、「西海瀬付恵あじ」、「針尾赤マテ貝」
市単独事業	・佐世保市は、佐世保魚市場の高度衛生化を推進するため、高度衛生閉鎖型荷捌き施設の基本設計及び実施設計を実施する。

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金

等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性」のみ記載する。